

も、世帯が分かれている場合は別世帯となりますので、ご注意ください。

窓口に来られた方の本人確認を行います。顔写真有のもののは1点、顔写真無のものは2点必要です。

■問い合わせ

町民課  
☎893-1117  
吾北総合支所住民福祉課  
☎867-2300  
本川総合支所住民福祉課  
☎869-2112

※マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)  
☎0120-95-0178  
平日/9時30分~20時  
土、日、祝日/9時30分~17時30分



お知らせ

国民健康保険税・介護保険料後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの天引き)について

4月・6月・8月の特別徴収金額は、原則として2月の特別徴収金額と同額を徴収します。ただし、国民健康保険税は、現在特別徴収されてい

る方のうち平成29年度中に世帯主が75歳になられる方は、4月以降は特別徴収しません。なお、通知書は、7月の本算定時に送付します。

また、これまで納付書又は口座振替で納められていた方で、新たに4月から特別徴収が開始される方は、4月上旬までに通知書を送付しますのでご確認ください。

■問い合わせ

町民課  
☎893-1117  
吾北総合支所住民福祉課  
☎867-2300  
本川総合支所住民福祉課  
☎869-2112

お知らせ  
家庭用浄化槽の設置補助について

町では、生活排水による水質汚濁を防止するために、家庭の雑排水(台所、風呂、洗濯などの排水)と、し尿をあわせて処理する浄化槽を設置される方に、予算の範囲内で補助金を交付しています。浄化槽を設置される方は、必要書類を添えて上下水道課又は各総合支所住民福祉課へ申請してください。

▼補助対象地域

全域(公共下水道認可区域、農業集落排水整備区域、天王地区を除く。)

▼補助対象者

町内で個人住宅に家庭用浄化槽を設置する方

▼補助金額

- ・5人槽 (延床面積130㎡以下) 332,000円
- ・7人槽 (延床面積130㎡超) 414,000円
- ・10人槽 (二世帯住宅) 548,000円

※浄化槽の設置に伴い、必要となる単独処理浄化槽の撤去費用については、補助額に9万円を限度に加算します。

※補助金額は、国の基準単価の見直しにより変更する場合があります。

▼受付開始日

5月1日(月)

※補助金交付決定前(5月中旬決定予定)の事業着手又は既に設置済みの場合は、補助金交付の対象になりません。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

上下水道課  
☎893-1161  
吾北総合支所住民福祉課  
☎867-2300  
本川総合支所住民福祉課  
☎869-2112

お知らせ

生ごみ電動処理機購入補助及び生ごみ処理容器無償貸付について

▼対象者

- 町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- 町内で設置し、維持管理のできる方
- 生ごみ電動処理機又は生ごみ処理容器から排出される堆肥化物を処理できる方

※過去に支給を受けている方は、おおむね10年を経過し、破損などにより使用できない場合が対象となります。

▼対象基盤

- 生ごみ電動処理機
- 1世帯につき1基
- 生ごみ処理容器(2種類)
- 1世帯につき2基
- ・好気性生ごみ処理容器(庭や畑などの屋外に設置)
- ・嫌気性生ごみ処理容器(密閉式で屋内設置可能)

▼申請方法

印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

- ①補助金額は購入費の半額(100円未満切り捨て)
- ②補助については予算の範囲内によるものとします。

▼購入についての注意点

生ごみ電動処理機は、必ず購入前に町指定販売店の見積書を添付し、申請してください。

・補助金交付決定後30日以内に、町指定販売店で購入してください。

■問い合わせ

環境課  
☎893-1160  
吾北総合支所住民福祉課  
☎867-2300  
本川総合支所住民福祉課  
☎869-2112

生ゴミをたい肥に!

